

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）

日時：令和2年7月12日（日）午後11時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部
福祉保健部、商工労働部
中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所、大山町長

議題：◇本県5例目の新型コロナウイルス感染症患者について

県内における新型コロナウイルス感染症患者の確定について(第1報)

5 例目

1 患者の状況

性別：男性
年代：30代
職業：会社員
居住地：東京都

2 経緯

7/5 県外在住の友人A宅で4名と会食

7/6 発熱(37.2℃)、痰あり、市販薬服用

7/7 解熱

7/10 東京都から新幹線、やくも号を利用し、鳥取県西部地区へ訪問

7/10~7/12 大山町商工会で打合せ

7/12 友人Aが陽性の旨、本人に報告あり

⇒ 相談センターに相談、帰国者・接触者外来で検体採取

※立ち寄り先は、現在聞き取り調査中。

3 現在の患者の状況

感染症指定医療機関に入院中

対応方針

1. 患者対応

感染症指定医療機関に入院のうえ、治療を継続

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者等を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 同意を得た上で、濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の移動歴を調査し、関係する都道府県に情報提供を行う。

鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	発令期間
東部	注意報	7月15日まで
中部	—	—
西部	注意報	本日から2週間 (7月25日まで)

※発令期間は状況に応じ延長

【発令に伴う対応】

- 保健所に疫学調査応援職員を派遣
- 医療・福祉施設に施設内感染対策の確認を要請
- 入院協力医療機関に病床確保の準備を要請

県庁の対応

保健所支援のため、常時30名の応援態勢を準備

米子保健所については、西部総合事務所においてしっかりとした体制を構築しているところ。それに加え、更に県庁からの応援態勢も再構築。

- ・県庁から職員を派遣。
(検体搬送、相談窓口、ドライブスルーPCR検査誘導)
- ・上記の業務のほか、予備的要員として必要な人員を準備

西部地区の職員の対応

西部地区で注意報が発令されたことを踏まえ、マスク着用、手指消毒など感染防止対策を徹底すること。

県民の皆様へ

- ◆鳥取県西部に、新型コロナ注意報を発令します。
「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆今後、患者の行動歴をもとに接触者の確認を行います。
- ◆県民の皆様にあっては、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただくようお願いいたします。

感染が拡大している地域から県内にいらっしゃる皆様へ

- ◆体調に不調が生じた場合には、来県を控えてください。
- ◆「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
電話：0857-22-5625(鳥取市保健所)
0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)
0859-31-0029(米子保健所)

県民の皆様へ

- ◆「新型コロナ克服3カ条」を守って、感染予防にあたりましょう。



- ◆医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

- ◆風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

電話：0857-22-5625(鳥取市保健所)

0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)

0859-31-0029(米子保健所)